第　３２　回　　行　田　市　農　業　委　員　会　議　事　録

開　催　年　月　日	令　和　８　年　１　月　２６　日
開　催　場　所	行　田　市　役　所　３０５Ａ　・　３０５Ｂ　会　議　室
開　議　時　刻	１６　時　００　分
閉　議　時　刻	１７　時　００　分

会　長	藤　間　光　治	会長代理	中　村　賢　一・伊　東　普　丈

農業委員出席状況	議席番号	氏　名	摘　要	議席番号	氏　名	摘　要
	1	藤　間　光　治	出 ○ 席　欠　席	9	新　井　健　一	出　席　欠 ○ 席
	2	中　村　賢　一	出 ○ 席　欠　席	10	関　口　浩　幸	出 ○ 席　欠　席
	3	寺　田　浩　市	出 ○ 席　欠　席	11	伊　東　普　丈	出 ○ 席　欠　席
	4	赤　羽　修　一	出 ○ 席　欠　席	12	田　口　隆　一	出 ○ 席　欠　席
	5	髙　澤　克　芳	出 ○ 席　欠　席	13	宮　﨑　　薫	出 ○ 席　欠　席
	6	川　島　悦　男	出 ○ 席　欠　席			
	7	太　田　　実	出 ○ 席　欠　席			
	8	間々田　英　治	出 ○ 席　欠　席			

農地利用最適化推進委員出席状況	地区番号	氏名	摘要	地区番号	氏名	摘要
	①	長谷川 浩	出席 欠○席	⑪	中村彰男	出○席 欠席
	②	西村浩一	出○席 欠席	⑫	堀口晴義	出○席 欠席
	③	石島稔	出○席 欠席	⑬	秋山玉江	出○席 欠席
	④	浜山陽子	出○席 欠席	⑭	宇田川はる江	出○席 欠席
	⑤	森田一男	出○席 欠席	⑮	江川直一	出○席 欠席
	⑥	小林勝	出○席 欠席	⑯	寺田正彦	出○席 欠席
	⑦	江袋年史	出○席 欠席	⑰	島嵜典緒	出○席 欠席
	⑧	新藤雄作	出○席 欠席	⑱	荻原増夫	出○席 欠席
	⑨	長島孝	出○席 欠席	⑲	諸貫達也	出○席 欠席
	⑩	高沢宗春	出席 欠○席	⑳	木村民夫	出○席 欠席
関係者				書記	局長	小林誠
					主査	赤城太郎
					主事	髙澤茉鈴

１　開会	事務局長	開会宣告（１６：００）
２　会長あいさつ	会長	あいさつ
３　議長選出		農業委員会会議規則の規定により議長は会長が務める旨報告。 （会長が議長となり、以後の議事を進行）
４　議事録署名人の選出	議長	議事録署名人の選出についてですが、髙澤委員、川島委員両名にお願いいたします。 それでは、これより議事に入ります。
５　議事 「議案第１号」 農地法第３条第１項の規定による許可申請書に対する審議について	主事	はじめに、議案第１号「農地法第３条第１項の規定による許可申請書に対する審議について」、を議題といたします。事務局より説明をいたさせます。 議案第１号「農地法第３条第１項の規定による許可申請書に対する審議について」ご説明申し上げます。 議案書の１ページをご覧ください。議案第１号は、５件となっております。 進行番号１番、谷郷に在住する譲受人が、譲渡人が所有する和田字道下〇〇〇〇、地目：田、５１５㎡について経営の安定を図るため、売買により所有権の移転を行おうとするものでございます。場所につきましては、位置図の１ページをご覧ください。行田市総合公園の北側に位置する農振農用地でございます。 進行番号２番、荒木に在住する譲受人が、譲渡人が所有する荒木字前田〇〇〇〇、地目：畑、４６９㎡について自家消費のため、売買により所有権の移転を行おうとするものでございます。場所につきましては、位置図の２ページをご覧ください。星川橋の北東に位置する農振農用地でございます。 進行番号３番、馬見塚に在住する譲受人が、譲渡人が所有する馬見塚字宅地通〇〇〇〇、地目：畑、１，０７１㎡、計１２，７７２㎡について経営の拡大を図るため、売買により所有権の移転を行おうとするものでございます。場所につきましては、位置図の３ページをご覧ください。馬見塚公園のまわりに位置する農振農用地でございます。 進行番号４番、忍に在住する譲受人が、譲渡人が所有する埼玉字境松通〇〇〇〇、地目：畑、１，０１４㎡について経営の拡大を図るため、売買により所有権の移転を行おうとするものでございます。場所につきましては、位置図の４ページをご覧ください。県道騎西鴻巣線の北側、大起理化工業の西側に位置する農振農用地でございます。

		進行番号５番、荒木に在住する譲受人が、譲渡人が所有する荒木字八王子〇〇〇〇、地目：畑、９５㎡、について自家消費のため、贈与により所有権の移転を行おうとするものでございます。場所につきましては、位置図の５ページをご覧ください。見沼中学校の北西に位置する集落内農地でございます。 以上、議案第１号について、事務局で農地法第３条の許可基準を審査すると共に、現地の耕作状況等を調査しましたところ、いずれも許可相当と思慮されることからご提案するものでございます。
	議長	事務局から議案第１号についての説明がございました。 何かご意見、ご質問等がありましたらお願いいたします。 （意見、質問なし）
	議長	ご意見、ご質問が無いようですので、議案第１号につきましては、原案のとおり承認に賛成の委員は挙手を願います。 （全員挙手）
	議長	挙手全員と認めます。 よって議案第１号は承認することといたします。
「議案第２号」 農地法第５条第１項の規定による許可申請書に対する審議について	主査	次に、議案第２号「農地法第５条第１項の規定による許可申請書に対する審議について」、を議題といたします。事務局より説明をいたさせます。 議案第２号「農地法第５条第１項の規定による許可申請書に対する審議について」ご説明申し上げます。 議案書の２ページをご覧ください。議案第２号は、６件となっております。 進行番号１番、鴻巣市に在住する譲受人が、譲渡人が所有する埼玉字片原通〇〇〇〇、地目：畑、３２９㎡について、売買により住宅１棟、建築面積１１０．１３㎡の建築をするものとして、申請があったものでございます。

		譲受人は現在、鴻巣市の借家で暮らしていますが、独立した住居を構えたいと考えていたところ、妻の両親が住む実家の近くで譲渡人と申請地の売買が締結したため、申請に至ったものでございます。申請地は集落内に介在する農地であることから、申請事由も妥当であると思慮されます。場所につきましては、位置図の６ページをご覧ください。埼玉中学校の北東に位置する埼玉地内の集落内農地でございます。 次に、進行番号２番、さいたま市に在住する譲受人が、譲渡人が所有する下池守字下宿〇〇〇〇、地目：畑、４９１㎡について、贈与により住宅１棟、建築面積１２２．１１㎡の建築をするものとして、申請があったものでございます。譲受人は現在、さいたま市の借家で暮らしていますが、子どもの誕生を機に独立した住居を構えたいと考えていたところ、叔父である譲渡人から実家近くの申請地の提供してもらえることになったため、申請に至ったものでございます。場所につきましては、位置図の７ページをご覧ください。下池守の子安神社の東に位置する下池守地内の集落内農地でございます。 次に、進行番号３番、鴻巣市に在住する譲受人が、譲渡人が所有する持田字大宮前〇〇〇〇、地目：田、１５８㎡、ほか１筆、合計３９８㎡について、使用貸借により住宅１棟、建築面積９７．３０㎡の建築をするものとして、申請があったものでございます。譲受人は、現在、鴻巣市の借家で暮らしていますが、近く子どもが生まれることを機に独立した住居を構えたいと考えていたところ、妻の叔父である譲渡人から実家近くの申請地を提供してもらえることになったため、申請に至ったものでございます。なお、残地の農地については、引き続き地権者である譲渡人が管理するのとのことです。場所につきましては、位置図の８ページをご覧ください。カインズホームの北に位置する持田地内の集落内農地でございます。 次に、進行番号４番、熊谷市に在住する譲受人が、譲渡人が所有する野字北海戸〇〇〇〇、地目：畑、８７㎡、全体面積３００．３２㎡について、使用貸借により住宅１棟、建築面積４６．３７㎡の建築をするものとして、敷地拡張の申請があったものでございます。譲受人は、現在、熊谷市の借家で暮らしていますが、子どもが出来ることを機に独立した住居を構えたいと考え、譲渡人である両親に相談したところ、実家の離れを改築し住宅にすることとなりました。しかしながら、実家敷地が道路に接道していなかったため申請地を提供してもらい、接道を満たすために、申請に至ったものでございます。場所につきましては、位置図の９ページをご覧ください。国道１７号熊谷バイパス野北交差点の東に位置する野地内の集落内農地でございます。

		次に、進行番号５番、行田市持田に在住する譲受人が、譲渡人が所有する下須戸字天王前○○○○、地目：畑、１５６㎡、全体面積１２９７．８４㎡について、使用貸借により住宅１棟、建築面積９８．５４㎡の建築をするものとして、敷地拡張の申請があったものでございます。譲受人は、現在、市内の借家で暮らしていますが、子どもが出来ることを機に独立した住居を構えたいと考え、譲渡人である妻の両親に相談したところ、将来の介護も見据えて、実家を改築することとなりました。しかしながら、実家敷地が道路に接道していなかったため接道を満たすために、申請に至ったものでございます。場所につきましては、位置図の 10 ページをご覧ください。太田小学校の北東に位置する下須戸地内の集落内農地でございます。 次に、進行番号６番、こちらは今年度８月の総会において審議されましたが、「建築資材高騰により土地利用計画を再検討したい」として取下げられた案件の再申請となります。 進行番号６番、長野字吾妻○○○○、地目：田８８８㎡、外７筆、計４，４９７㎡について、売買により診療所１棟、建築面積３６９．８３㎡を建築したいとして申請があったものでございます。譲受人は、熊谷市で精神疾患医療の病院を営んでおりますが、行田加須羽生の利根医療圏において精神科のクリニックが少ないため、地域包括ケアのためのサテライトクリニック敷地を探していたところ、本申請地にて譲渡人から承諾が得られたため、申請に至ったものでございます。事業計画では、接道である南大通と同じ高さまで造成行い、敷地中央を流れる水路部分には車両用ボックスカルバートにより暗渠化します。そのほか敷地境界には擁壁及び１．６ｍのフェンスを施工する計画となっております。排水は下水道に接続する計画となっております。事業計画を精査したところ、実現可能性があり、また、申請地は南大通りから２５ｍは市街化区域となっており、それより南側は市街化に近接する農地であることから、申請事由も妥当であると思慮されます。場所につきましては、位置図の１１ページをご覧ください。行田市消防本部から東に位置する長野地内の集落内農地でございます。なお、位置図の白抜きの部分は１２月の総会において、報告事項として記載しておりました調剤薬局敷地であることを申し添えます。 以上で議案第２号の説明を終わりますが、去る１月２０日、現地調査をしていただいておりますので、間々田委員にご報告をお願いいたします。
	間々田委員	去る１月２０日、私と関口委員並びに事務局職員２名において、現地調査を実施いたしました。事務局から申請地の概要説明を受けた後、申請地すべてにおいて現地確認を行ったところ、申請書どおりであり、許可相当であると思慮されますことをご報告申し上げます。委員各位におかれましては慎重審議をよろしくお

		願いいたします。
	議長	事務局から議案第２号についての説明及び間々田委員から現地調査の報告がございました。何かご意見、ご質問等がありましたらお願いいたします。
		（なし）
	議長	ご意見、ご質問がないようですので議案第２号につきましては、原案のとおり承認に賛成の委員は挙手を願います。
		（全員挙手）
	議長	挙手全員と認めます。よって議案第２号は承認することといたします。
「議案第３号」 農業経営基盤の強化の促進に関する計画（地域計画）の変更について		次に、議案第３号「農業経営基盤の強化の促進に関する計画（地域計画）の変更について」、を議題といたします。農政課より説明をいたさせます。農政課職員の入室を認めます。
		（農政課職員　入室）
	農政課職員	（農政課職員　説明）
	議長	農政課より議案第３号についての説明がございました。何かご意見、ご質問等がありましたらお願いいたします。
		（なし）
	議長	ご意見、ご質問がないようですので議案第３号につきましては、原案のとおり承認に賛成の委員は挙手を願います。
		（全員挙手）

	議長	挙手全員と認めます。よって議案第４号は承認することといたします。
『報告事項』		次に報告事項でございます。専決事項等に関する報告になりますが、事務局から説明をいたさせますので、お聞き取りいただきますようお願いいたします。
	主事	議案書３ページをご覧ください。 （１）、（２）につきましては、市街化区域内における転用でございます。市街化区域内における転用行為は、届出の手続きとなっております。（１）「農地法第４条第１項第７号の規定による農地転用届出書の専決について」でございます。本件は、１件の届出があり、転用目的は、貸家でございます。添付書類も完備されておりましたので、受理をしたものでございます。 （２）「農地法第５条第１項第６号の規定による農地転用届出書の専決について」でございます。本件は、３件の届出があり、転用目的は、進行番号１及び３は住宅、進行番号２については、共同住宅でございます。添付書類も完備されておりましたので、受理をしたものでございます。 議案書４ページ及び５ページをご覧ください。 （３）「農地法第１８条第６項の規定による通知について」でございます。本件は、８件の届出があり、中間管理事業等の農地の貸し借りを解約した場合に、農業委員会に対し通知するものでございます。合意解約書が添付されておりましたので、受理をしたものでございます。 以上で報告事項を終わります。
	議長	以上ですべての議事についての審議並びに報告事項につきましては、終了いたしました。皆様のご協力によりまして、議事が円滑に進められましたことに感謝を申し上げまして、議長の職を解かせていただきます。ありがとうございました。
６　その他	事務局長	つづきまして、その他でございます。 ・委員改選について ・広報誌あぜみちの配付と内容について

7　閉会		・農業者年金の啓発品の配付について ・北埼玉地区農業委員会研修会の案内について（再） ・令和８年度の総会日程について ・耕作放棄地、遊休農地の一覧について ・委員の源泉徴収票について 以上をもちまして、第３０回農業委員会を終了いたします。 本日は、ありがとうございました。 （１７：００）

その他特に重要と認めた事項	

この議事録に記載してある顛末に相違ないことを証するため署名する。

令和　　年　　月　　日

議　　長

……

署名委員

……

署名委員

……